

西宮市

中小企業融資制度

■ 中小企業振興資金融資制度	3,000万円	1.9%
■ 小規模事業資金融資制度		
▷ 小規模事業資金 <small>信用保証料全額補助</small>	300万円	1.4%
▷ 中小規模事業資金	1,000万円	1.75%
▷ 無担保無保証人特別資金 <small>信用保証料 1/3 補助</small>	2,000万円	1.75%
▷ 倒産等関連緊急特別資金 <small>信用保証料全額補助</small>	300万円	1.5%
■ 短期事業資金融資制度	1,000万円	1.6%
■ 起業家支援資金融資制度 <small>要件を満たせば 信用保証料全額補助</small>	1,000万円	0.7%

※西宮市中小企業融資制度については、市のホームページ（検索番号 39395709）でもご確認いただけます。



融資のご相談・お問い合わせ先



西宮市産業文化局産業部 商工課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 本庁舎8階
TEL:(0798)35-3326 FAX:(0798)35-0051
平日 9:00~12:00, 13:00~17:30

面談
要予約

制度名	貸付条件	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	取扱金融機関	要件・返済方法など
中小企業振興資金融資制度		3,000万円	1.9%	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内		●元金均等分割払、貸付期間が1年以内の場合一括払可 ●必要に応じ有担保 ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる ●残高1/2以下又は融資実行後2年経過で借換え可
小規模事業資金融資制度	①小規模事業資金	300万円	1.4% 信用保証料 全額補助	運転・設備資金 7 年以内	市内に所在する銀行、 信用金庫、信用組合の 各支店（一部を除く）	●元金均等分割払、貸付期間が1年以内の場合一括払可 ●必要に応じ有担保 ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる ●残高1/2以下又は融資実行後2年経過で借換え可 ●①②③は併用不可 ●常時使用する従業員が20人以内（商業・サービス業（宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く）5人以内）の事業者が対象 ●市外（県外も含む）で1年以上同一事業を引き続き経営し、市内に移転の計画がある場合は資金使途は設備資金に限る
	②中小規模事業資金	1,000万円	1.75%			●元金均等分割払、貸付期間が1年以内の場合一括払可 ●必要に応じ有担保 ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる ●残高1/2以下又は融資実行後2年経過で借換え可 ●①②③は併用不可 ●常時使用する従業員が20人以内（商業・サービス業（宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く）5人以内）の事業者が対象 ●市外（県外も含む）で1年以上同一事業を引き続き経営し、市内に移転の計画がある場合は資金使途は設備資金に限る
	③無担保無保証人特別資金	2,000万円	1.75% 信用保証料 1/3補助			●元金均等分割払、貸付期間が1年以内の場合一括払可 ●残高1/2以下又は融資実行後2年経過で借換え可 ●次の全ての条件を満たしている事業者が対象 (1) 常時使用する従業員が20人以内（商業・サービス業（宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く）5人以内）の事業者が対象 (2) 融資申込前1年間において市県民税の所得割（個人の場合）または法人市民税の法人税割（法人の場合）が西宮市において課税されており、 納期到来分を完納していること (3) 当該融資申込額を含め、信用保証協会における無担保無保証人保証の残高（県制度等との合計）が2,000万円以下であること ※信用保証協会に無担保無保証人保証以外の残高がある場合はご利用いただけません（西宮市の震災融資の残高は除く） ※限度額内でも同資金の重複利用はできません ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる ●①②③は併用不可
	④倒産等関連緊急特別資金	300万円	1.5% 信用保証料 全額補助			●元金均等分割払（6ヶ月以内据置可）、貸付期間が1年以内の場合一括払可 ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる ●中小企業信用保険法に基づき指定された倒産事業者に対し債権を有する中小企業者で、融資額は債権者名簿の債権額以内 ●必要に応じ有担保
短期事業資金融資制度		1,000万円	1.6%	運転資金 1 年以内	三井住友銀行 りそな銀行 みなと銀行 池田泉州銀行 京都銀行 尼崎信用金庫 兵庫信用金庫 播路信用金庫 淡路信用金庫 中兵庫信用金庫 日新信用金庫 兵庫県医療信用組合	●貸付期間6ヶ月以内の場合は、元金均等分割払又は一括払。貸付期間が6ヶ月超の場合は、元金均等分割払 ●分割払については、残高1/3以下で借換え可。一括払については返済期日において借換え可 ●必要に応じ有担保 ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる
起業家支援資金融資制度		1,000万円	0.7% ※要件を満たせば 信用保証料 全額補助	運転・設備資金 10 年以内	●元金均等分割払（1年以内据置可） ●担保不要 ●連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによる ●市内で開業しようとする方（開業後1年未満の方も含む）が対象 ●条件等詳細は裏面 ※認定特定創業支援事業による支援を受け、当該事業修了の証明書を提出した方に限り信用保証料全額補助 認定特定創業支援事業については、市ホームページをご確認ください。（検索番号 81292408）	

※取扱金融機関 三井住友銀行逆瀬川支店・藤原台支店、みなと銀行宝塚支店、池田泉州銀行宝塚支店・宝塚駅前支店・仁川支店・逆瀬川支店・塚口支店、関西みらい銀行阪神尼崎支店、尼崎信用金庫宝塚支店・芦屋支店、兵庫信用金庫藤原台支店も利用できます。

(2022年4月1日現在)

申込資格・要件

- <所在地> ■西宮市内に事業所または営業所を有すること（起業家支援資金の場合は、市内に開業すること）
- <業歴> ■起業家支援資金融資制度を除き現に**西宮市内で1年以上継続して同一の事業を営み、本市市税を滞納していない中小企業者が対象**。
ただし、上表の①小規模事業資金及び②中小規模事業資金については、
 - ・西宮市内で6ヶ月以上継続して同一の事業を営んでいる方（**本市市税を滞納していない中小企業者が対象**）
 - ・市外（県外も含む）も含めて1年以上同一事業を引き続き経営している方で、市内でその事業を経営（市内の事業歴が6ヶ月未満でも可）している方、又は市外（県外も含む）で1年以上同一事業を引き続き経営している方で、市内に移転の計画がある方（**本市市税および前事業地の市税を滞納していない中小企業者が対象**）
- <資金使途> ■西宮市内での事業資金に限ります。
■土地のみの購入資金には利用できません。
- <その他> ■中小企業信用保険法上の中小企業者が対象。
■兵庫県信用保証協会の保証対象業種に該当すること。
■信用保証協会の代位弁済を受けた場合、その残高がないこと。
■各融資制度（資金）に融資残高がある場合は「借換え可」の記載のある場合を除き、既に利用している融資制度（資金）の申込は出来ません。
■申込時に市税の滞納（**猶予・分納の手続きを受けているものを含む**）がある方は、それを完納した後に申込できます。（当該領収書の写しを添付して下さい）
■兵庫県暴力団排除条例に基づき、暴力団等の反社会的勢力は利用できません。
■特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は事前にご相談ください。
■その他詳細は市商工課までお問合せ下さい。

申込書類

- 【共通に必要な書類】**
 - 申込書（市・金融機関用）……………1部
 - 申込書（保証協会用）……………1部
 - 印鑑証明（借受人及び連帯保証人）……………原本1部、写2部
 - 個人情報に関する同意書（保証協会用・金融機関用）
※初回申込時のみ必要です。
※個人の申込者及び連帯保証人について必要となります。
（信用保証付融資のご利用の際は、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報の第三者提供等に関して予め同意をいただいております。）
 - <個人事業者の場合>
 - 確定申告書（税務署で受付された申告書一式）直近2期分 ……写2部
 - <法人の場合>
 - 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）……………原本2部、写1部
 - 決算書（税務署で受付された法人税申告書を含む）直近2期分……………写3部
 - 最近の試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）……………写3部
 - <業種によって必要となる書類>
 - 営業許可証……………写3部
※取得後1年以上経過していることが必要です。
（小規模事業資金、中小規模事業資金については、取得後6ヶ月以上経過していることが必要）
 - 【その他】**
 - 設備資金を借入れる場合
 - 設備等見積書……………写3部
※営業車の場合カタログも必要
 - 無担保無保証人特別資金を利用する場合
 - 納税証明書（個人の場合は市県民税、法人の場合は法人市民税）……………原本1部、写2部
※融資申込前1年間において納期が到来している年度の証明が必要です。（個人の場合、原則として4月～6月末の受付分は前年度の証明、7月から1月末は前年度と当年度（2年度分各一部）の証明、2月～3月末は当年度の証明が必要となります。）
※所得割（個人の場合）または法人税割（法人の場合）が西宮市において課税されており、その納期到来分が完納されていることが必要です。
※納税証明書は市役所本庁のほか、各支所・アクタ西宮ステーション・サービスセンターでも発行しています。（サービスセンターでは法人市民税証明の発行はしていません）
 - 市外で1年以上同一事業歴があり、引き続き市内でその事業をはじめようとする方（小規模事業資金、中小規模事業資金のみ）
 - 西宮市進出事業計画書（市所定の様式）……………原本1部、写2部
- 注：この他にも、利用する制度・資金などにより必要な書類があります。



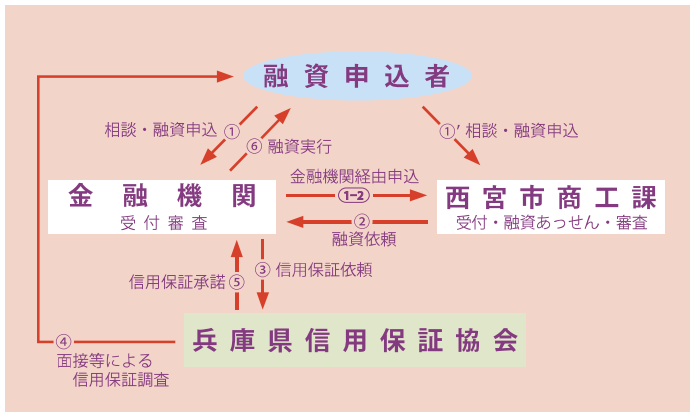
◎連帯保証人について

連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによります。
(原則、第三者の連帯保証人は不要です。)

◎信用保証料について

保証にあたっては別途、信用保証協会への信用保証料が必要です。
なお、保証料率は信用保証協会の定めるところによります。

申込から貸付まで



◎関係機関のご案内

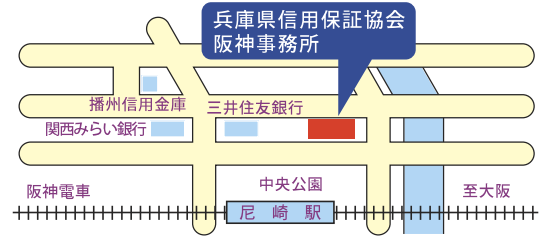
兵庫県信用保証協会

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から貸付や手形の割引等を受ける場合に、その債務を保証することにより、中小企業者の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることを、その主な事業目的としています。

◆兵庫県信用保証協会 阪神事務所 保証相談二課

所在地：〒660-0881

尼崎市昭和通3丁目96 尼崎商工会議所会館 3F
06-6411-4147



兵庫県産業労働部地域金融室 078-362-3321

日本政策金融公庫 神戸東支店 国民生活事業 078-854-2900

起業家支援資金融資制度

西宮市内で開業しようとする方(開業後の事業歴が1年未満の方を含む)で次の①から③のいずれかに該当し、④から⑧のすべての条件を満たす方

- ①事業を営んでいない個人で、融資実行後1ヶ月以内(認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6ヶ月以内)に個人事業者として、市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有する方
- ②事業を営んでいない個人で、融資実行後2ヶ月以内(認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6ヶ月以内)に市内で新たに会社を設立して、市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有する方
- ③事業を営んでいない個人、または事業を営んでいない個人が市内で新たに設立した会社で、市内で事業に着手した後、開業していない方または開業して1年未満の方
- ④事業が信用保証協会の保証対象業種であること
- ⑤許認可等が必要な業種については、当該許認可等を受けていること、又は受ける見込が確実であること
- ⑥信用保証協会の保証により、他の制度の開業資金を調達していないこと
- ⑦本市の市税を滞納していないこと(住所が本市以外の場合は、他に住所地の市町村税を滞納していないことも要する)
- ⑧適正確実な事業計画を立てていること

信用保証料の補助

下記4資金は、市内中小企業の金融の円滑化を図るため、兵庫県信用保証協会に支払う信用保証料を西宮市が負担(1/3～全額)する事により、実質負担額は低く抑えられます。申込条件や注意事項等は、内面をご覧ください。

- 対象資金
- 小規模事業資金(全額補助)
 - 倒産等関連緊急特別資金(全額補助)
 - 無担保無保証人特別資金(1/3補助)
 - 起業家支援資金融資制度(全額補助 但し、認定特定創業支援事業による支援を受け、当該証明書を提出した者に限る)

<信用保証料の計算例>

■300万円の事業資金を期間7年、元金均等分割返済で調達する場合の信用保証料額

信用保証料額(例 信用保証料率:1.15% 分割係数:0.55)

$$300万円 \times 1.15\% \times 7年 \times 0.55 = 132,825円$$

融資実行時に、申込者において信用保証料額132,825円の支払いが必要です。

市の小規模事業資金を利用すると、信用保証料を全額市が負担します。よって、申込者の信用保証料額のご負担はありません。

※分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

【パンフレットご利用上の注意点】 年度途中で融資制度が改正される場合がございます。あらかじめご了承ください。